

平成23年（行ウ）17号／18号

原告前川盛治ほか274名／原告前川盛治ほか120名

被告沖縄県知事仲井真弘多／被告沖縄市市長東門美津子

原告ら準備書面（34）

2013年6月6日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係御中

原告ら訴訟代理人弁護士

原田 彰好
籠橋 隆明
御子柴 慎
白川 秀之
堀 雅博
日高洋一郎
齋藤 祐介
喜多 自然
横江 崇

原告ら訴訟復代理人弁護士

松本 徹意
吉浦 勝正
宮本 増

本準備書面では、被告沖縄県知事準備書面（20）に対し、若干の反論を行う。

第1 被告の主張

被告沖縄県知事準備書面（20）の第5項には、次のような記載がある。

「また、原告は、そもそもC護岸と東突堤について誤解していると思われる。

原告が航空写真（甲E22）で示す細くなっている部分とは、C護岸である。その背後は埋め立てられ、土地が造成されることとなり突堤とはならない。原告が指摘する途中から太くなっている部分からが東突堤であり、当該航空写真よりもさらに延伸され、均一の幅で築造さ

れる。原告が言う急激に太さを増した部分が広場になるとの認識は全くの誤解である。突堤の幅は、構造物の安定計算や施工を考慮して決定しており、不必要に広くしていることはない。」

第2 原告らの反論

1 「C 護岸」と「東突堤」の位置について

原告らは、「C 護岸」を、甲 A 第 2 号証の「1 - 1 0」頁の図面に記載されている「C1 護岸」と「C2 護岸」及び甲 A 第 1 2 号証の「1 - 5」頁の図面に記載されている「C1 - (7) 護岸」と「C2 護岸」を合わせたものであると認識している。分かりやすく別紙図面(2枚)において緑の蛍光マーカーで示す。

また、原告らは、「東突堤」を、同図面の海中部分にある「沖縄県施行」という文字の下に点線で記載されている部分であると考えている。分かりやすく別紙図面においてピンクの蛍光マーカーで示す。

被告の言う「原告が航空写真（甲 E 2 2）で示す細くなった部分とは、C1 - (7) 護岸及び C2 護岸である。」という趣旨であれば了解した。その他の趣旨であれば、よく分からないので、図面等を用いて説明されたい。

2 東突堤が陸地になることについて

(1) 被告は、「原告が言う急激に太さを増した部分が広場になるとの認識は全くの誤解である。」と主張するが、いまいち趣旨が理解できない。

もし、「突堤は広場にはならない。」という趣旨の主張であれば、甲 A 1 1 号証の 4 8 頁（従前 4 7 頁を示していたが、4 8 頁が正しいので訂正する）の図 2.2.3 上、東突堤部分に「展望広場」と記載されていることと矛盾する。

もし、「急激に太さを増した部分だけが広場になるわけではない（全体的に広場になるのだ）。」または「急激に太さを増した部分以外が広場になる。」という趣旨の主張であれば、どちらにせよ「広場」即ち「陸地」としての意味を東突堤が持つことは明らかである。

それ以外の趣旨であれば、再度ご説明いただきたい。

(2) なお、沖縄県土木建築部が作成した突堤に関する資料（甲 E 2 3）の中には、東突堤について「遊歩道」として利用する旨の記載もある（甲 E 2 3 の 1 1 頁）。遊歩道は人の利用を前提とする概念であり、突堤は海に浮いているわけではないので、当然に陸地と評価されるものである。

同資料にも、東突堤について「展望広場」との記載がある（甲 E 2 3 の 1 0 頁）

「展望広場」に「遊歩道」、これだけの機能を備えた突堤が、陸地でないという理由で埋立申請・承認がなされないまま作られて良いはずがない。

以上

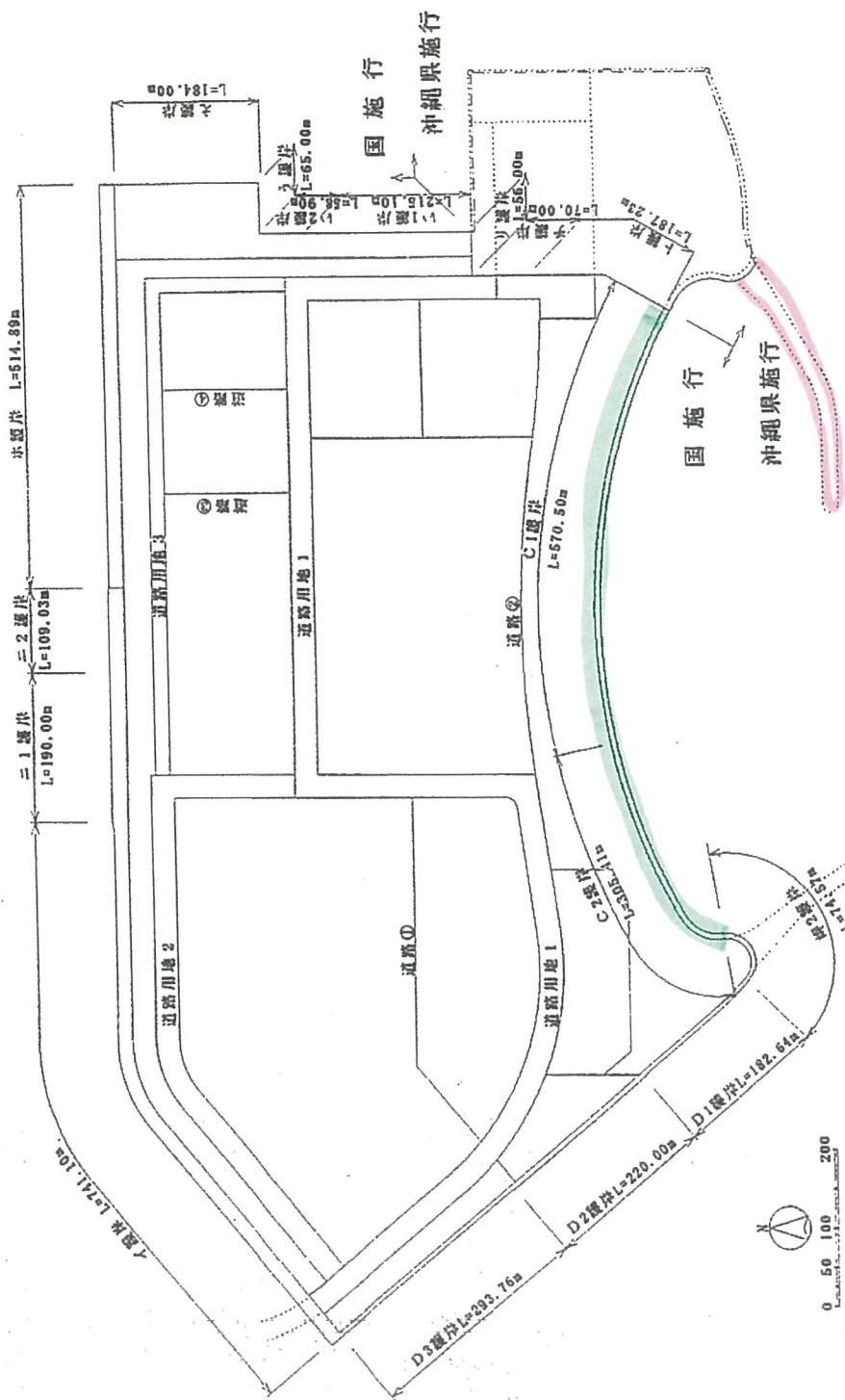


図 2.1-2 工作物配置図(変更後)

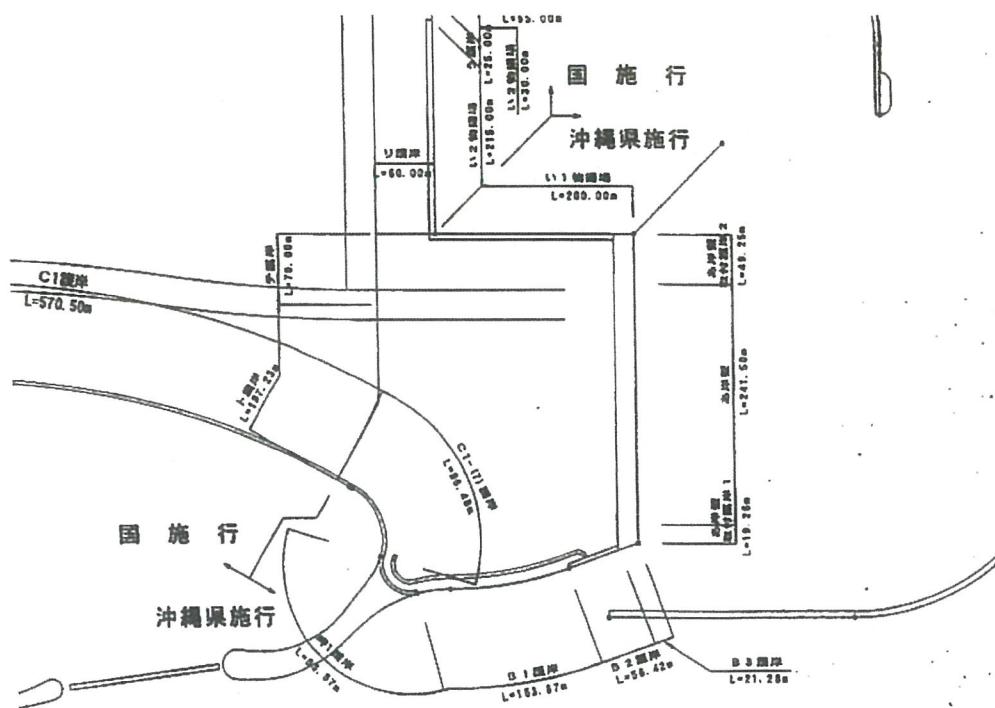


図 2.1 工作物配置図(変更前)

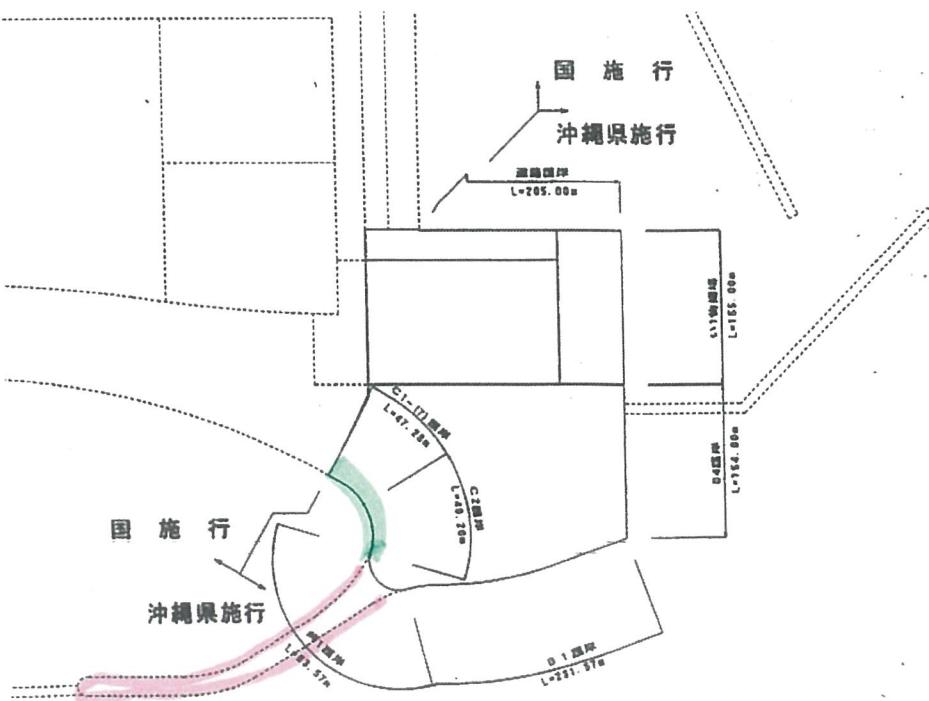


図 2.2 工作物配置図(変更後)